

平成 24 年 6 月 7 日

佐倉市長 藤 和雄 様

東京電力株式会社
取締役社長 西澤 俊夫



ご請求いただいた費用に対するご回答について

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故(以下「本件事故」といいます。)により、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心より深くお詫び申し上げます。

また、貴市におかれましては、飛散した放射性物質の影響により、日々大変なご苦勞をおかけしておりますことを、重ねて心より深くお詫び申し上げます。

さて、平成 24 年 5 月 21 日にいただきました「放射性物質対策に要した費用の請求」について、弊社の検討状況を下記のとおりご報告させていただきます。

記

本件事故により地方公共団体さまに生じた損害に対する賠償請求につきましては、原子力損害賠償紛争審査会の「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針(以下「中間指針」といいます。)」などを踏まえ、下水道・集落排水事業、水道・工業用水事業などに対する取り組みを進めているところでございます。

また、その他の損害賠償につきましても、中間指針などを踏まえ、損害賠償範囲や手続きなどの検討を鋭意進めているところでございます。

誠に申し訳ありませんが、機会を改めましてご説明させていただきますので、何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

